

加速する地銀再編の波

―アフターコロナで求められる地銀の役割とは

取材・・・金融庁

菅前首相が令和2年9月の総裁選の際に「将来的には、(地銀の)数が多すぎるとは思わないか」と発言したことをきっかけに、地銀の再編・経営改革が注目を集めている。超低金利環境の長期化、人口減少・高齢化と企業数の減少に伴う資金需要の鈍化など、現在100程度ある地銀にとっては厳しい状況が続いており、さらに昨年からコロナ禍の影響も相まって、地銀を取り巻く環境はますます厳しくなっている。そのような状況下、地銀の再編・経営改革によって地域経済がどのように変わるのか、またそれらを進めるためには何をすべきなのか。今回は、地銀を取り巻く現状と課題について第一線で取り組んでいる金融庁の職員の方への取材をふまえた私見をまとめてみたい。

か、またそれらを進めるためには何をすべきなのか。今回は、地銀を取り巻く現状と課題について第一線で取り組んでいる金融庁の職員の方への取材をふまえた私見をまとめてみたい。

地銀を取り巻く現状

地方銀行というのは、以前から地域経済を支える中心的な存在であり、その存在というのはまさに地域経済と表裏一体な側面がある。そして現在、日本の地域経済は苦しい状況にあると言われている。

現在わが国で問題となっている地域における人口減少や高齢化の進展、企業数の減少など複合的な要因によって、構造的な社会経済の課題や低金利の環境というものが長く継続している。銀行というのは、集めてきたお金を貸し出して、その利ざやで儲けるビジネスモデルになっているので、こうした低金利環境の継続というのは銀行の経理にも少なからず影響を及ぼしている。したがって、地方銀行の多くにとって経営環境は厳しい状況が続いているといわれている。コロナ禍になって以降、そうした

現状を背景にして、地方銀行の再編に代表されるような地銀の経営に関する問題というのが声高に報じられているというのもあり、地銀を取り巻く現状を確認しておく必要があるだろう。

実際にどれくらい地銀の現状は厳しいものなのか。銀行の健全性を示す指標の一つとして、自己資本比率^①というものがある。自己資本比率が高いほど銀行の経営が健全であるとされる。そして、地銀の自己資本比率だけを見ると、必ずしもすべての地銀が厳しい状況にあるとはいえない。たとえば、

(1) リスク・アセット(総資産のうち、万が一の場合に貸倒れの可能性がある資産)に対して資本金等の自己資本(返済する必要のない資金)がどれくらいあるかを示す指標。

地銀の自己資本比率において一般の健全性の目安^②となつている8%を下回っている地銀は全体の約1割程度である。このように、自己資本比率に焦点をあてれば、地銀の資本基盤は比較的充実している。

しかし、目下のコロナ禍も相まって、地銀を取り巻くマクロ環境は決して安心できるものではないことに留意する必要がある。いま現在は健全性の目安とされる8%を下回っている地銀が全体の約1割だとしても、今後も低金利環境やコロナ禍の影響が持続するであろうことを考慮すれば、いまは経営基盤が安定している地銀でさえも暢気に構えているわけにはいかない。地銀に今求められているのは、将来を見据えた経営改革なのである。経営基盤をより強化し、地域経済の担い手である事業者の経営改善や事業再生などの支援を充実させることで、地域経済の発

展や持続可能性に貢献していくことこそが、いま現在果たさなければならぬ地銀の役割なのである。

地銀の経営改革を支えるさまざまな政策

こうした地銀の厳しい状況に対して、政府は地銀が経営改革に乗り出せるようさまざまな支援策を講じている。しかし、ここで留意しておかなければならないのは、政府は地銀の再編に対して何かしらの目標をたてているわけではなく、あくまで地銀が柔軟に経営改革について判断することができるよう、さまざまなツールを準備しているにすぎない。そのうちの一つは、銀行法の改正である。社会経済において期待される役割を果たそうとする銀行等の取組みを後押しする観点から、業務範囲規制や出資規制などを見直す趣旨で2

021年5月に銀行法が改正された。これまで業務の範囲が制限されてきた銀行に「自行アプリやITシステムの販売業務」、「登録型人材派遣業務」、「幅広いコンサル・マッチング業務」などを、銀行本体で営むことが可能な業務に追加した。これにより、デジタル化や地方創生など、持続可能な社会の構築に幅広く貢献できるようにするのがねらいだ。

また2020年5月には、地銀同士の統合・合併を独占禁止法の適用除外とする特例法も成立した。従来は、一定の地域内における銀行の経営統合は銀行間の競争を制限するおそれがあることを理由に、地銀の経営統合には独禁法上の問題があるとされていた。しかし、今回成立した特例法では、①基盤的サービスの維持の困難性、②事業の改善に応じた基盤的サービスの維持、および③利用者への不当

な不利益の防止に関する認可基準を満たしている場合には、地銀の経営統合について独禁法の適用除外とすることが明記された。これによって、貸出市場のシェアが合併等の後に一定水準を超えて大きくなると予想される地銀でも、従来よりも容易に合併等を行うことが可能になった。

政府は、合併・経営統合等に取り組む地銀等に対する支援策として、資金交付制度を設けている。地銀が経営統合や合併に踏み切る際に必要となる経費を国が一部負担することによって地銀の柔軟な判断をおおぐ狙いだ。具体的には、経営統合や合併を検討する地銀が、経営基盤強化の内容や時期、金融サービスの提供維持に関する事項などを記載した実施計画を作成し国の認定を受けることで、預金保険機構^③から費用全体の3分の1が支給される（上限額：30億円）。

(2) 規制上の基準は、海外拠点有している銀行については最低基準8%、海外拠点を有しない銀行については4%となつている

交付の対象は、システム統合やホームページを作成する費用など追加的な初期費用とされている。

以上で述べた政策のほかにも、たとえば日銀が実施している「地域金融強化のための特別当座預金制度」（以下、特別預金制度）など、地銀の経営改革を後押しするような制度がこのコロナ禍で矢継ぎ早に打ち出されている。特別預金制度では、3年間の時限措置として、地域経済を支えながら経営基盤強化に取り組んだ地域金融機関に対し、当該地域金融機関が保有する日銀当座預金に上乗せ金利（年＋0.1％）を支払うことで経営基盤強化の取り組みを後押しする。

アフターコロナにおいて求められる地銀の役割とは

政府によって用意されているこれらのツールを利用する可否かは

地銀の裁量に任せられる。また、経営統合や合併に関しても政府が何かしらの目標を立てて推進しているわけではないので、結局は地銀の自己判断にゆだねられるわけである。しかし、地域産業を支える中心として、地銀は地域経済の持続的な発展に貢献することができるとして、将来を見据えて自身

の経営状況を見直さなければならぬのではないか。コロナ禍にあつて、その必要性は一段と高くなってきている。事業者の中には、コロナ禍の影響で事業の継続が困難になったケースや、ビジネスモデルを変更せざるを得ない状況にあるケースが少なくない。地銀はそうした事業者の資金繰りに支障が出ないように、企業債務の条件変更や借入期間の延長などの柔軟な対応を行ったり、ビジネスモデルの変更に伴う融資に加えてコンサル的な寄り添った支援を提供し

たりと、しっかりと事業者に密着した対応を行う必要がより一層強まってきたといえるだろう。

そして、地域の事業者に密着した支援を行うためには、前述したとおり将来を見据えた経営改革が必要になる場合もある。事業者を支援する地銀自身の経営状況が芳しくなければ、事業者に手厚い支援をすることが難しくなる。その

ためにも、地銀は経営基盤が安定しているうちにマクロ環境を分析し、経営改革が必要であると判断したならば、すでに用意されているさまざまなツールを用いて経営統合・合併をはじめとする経営改革に乗り出さなければならぬ。令和3年5月には、どちらも青森県に本社がある青森銀行とみちのく銀行が合併を発表した。さらに同年7月には、宮城県に本社を置くフイデアホールディングス（HD）と岩手県の東北銀行が経

営統合することを発表した。これらの例に表れている通り、政府の手厚い支援策は地銀の再編を加速させていることは間違いない。そしてこの流れは今後もある程度続いていくと予想される。

一方で、地銀再編ありきの議論は一度立ち止まって考えてみなければならぬ。地銀の再編はたしかに効率的で、地域経済を支えていくための選択肢としては常にあり続けるが、それとともに店舗や人員の削減など、避けては通れない痛みも存在する。また、合併・経営統合をすることで地域経済にとって逆効果になることもあり得る。地銀は、当然ながら安易に合併・経営統合をするのではなく、ほかの選択肢を十分に検討したうえで合併・経営統合に踏み切るかを判断することが求められる。こうしたことを踏まえると、地銀の合併・経営統合は、ほかに選択肢

（3）預金保険法に基づく認可法人。預金者の保護や破綻金融機関に係る資金決済を確保するための預金保険制度を適切に運用することを目的としている。

がない場合の切り札として位置づけておくべきなのではないだろうか。とにもかくにも、アフターコロナにおいて地方経済を支えるためには地銀の役割がさらに重要になってくるし、それは合併・経営統合を含む地銀の柔軟な判断、そしてそれを支えるさまざまな政策が講じられてこそ実現できるということ主張しておきたい。

(文責：梅本周晟)